

行事カレンダー

information

月 日	行 事	時 間	場 所
3/16(木)	3-4カ月児・ 9-10カ月児健診	受付13:00~13:30	母子健康センター
17(木)	おやつ教室	受付10:00~10:15予約制	母子健康センター
	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00~20:30	町民体育館
	親子ふれあい教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
18(金)	こころの相談室	13:00~15:00予約制	母子健康センター
19(土)			
20(日)			
21(月)			
22(火)			
23(水)			
24(木)			
25(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
26(土)			
27(日)			
28(月)			
29(火)			
30(水)			
31(木)			
4/1(金)			
2(土)			
3(日)			
4(月)			
5(火)			
6(水)			
7(木)			
8(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
9(土)			
10(日)			
11(月)	健康相談日	9:00~12:00	母子健康センター
12(火)			
13(水)			
14(木)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00~20:30	町民体育館
15(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設

国民年金コーナー

～平成28年度の国民年金保険料について～

【保険料額】

平成28年度の国民年金保険料は月額1万6,260円です。(平成27年度保険料月額1万5,590円)

※国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに、物価や賃金の伸びに合わせて改定されます。

【納付方法】

①納付書での納付

日本年金機構から送付される納付書を使用し、銀行などの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。

※役場窓口では納付できません。

②口座振替

口座振替を利用すれば、毎月の手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

ご希望の方は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で申し込みください。

③その他の便利な納付方法

保険料の納付は、①や②のほかに、クレジットカード納付やインターネットなどを利用した電子納付なども利用できます。

詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

【納付期限】

毎月の保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納付してください。

【納付が困難なときは】

失業した場合や所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予(先送り)される制度があります。

また学生の方で、本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

保険料の未納期間を作らないためにも、保険料の納付が困難なときには、免除や猶予制度をご利用ください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933